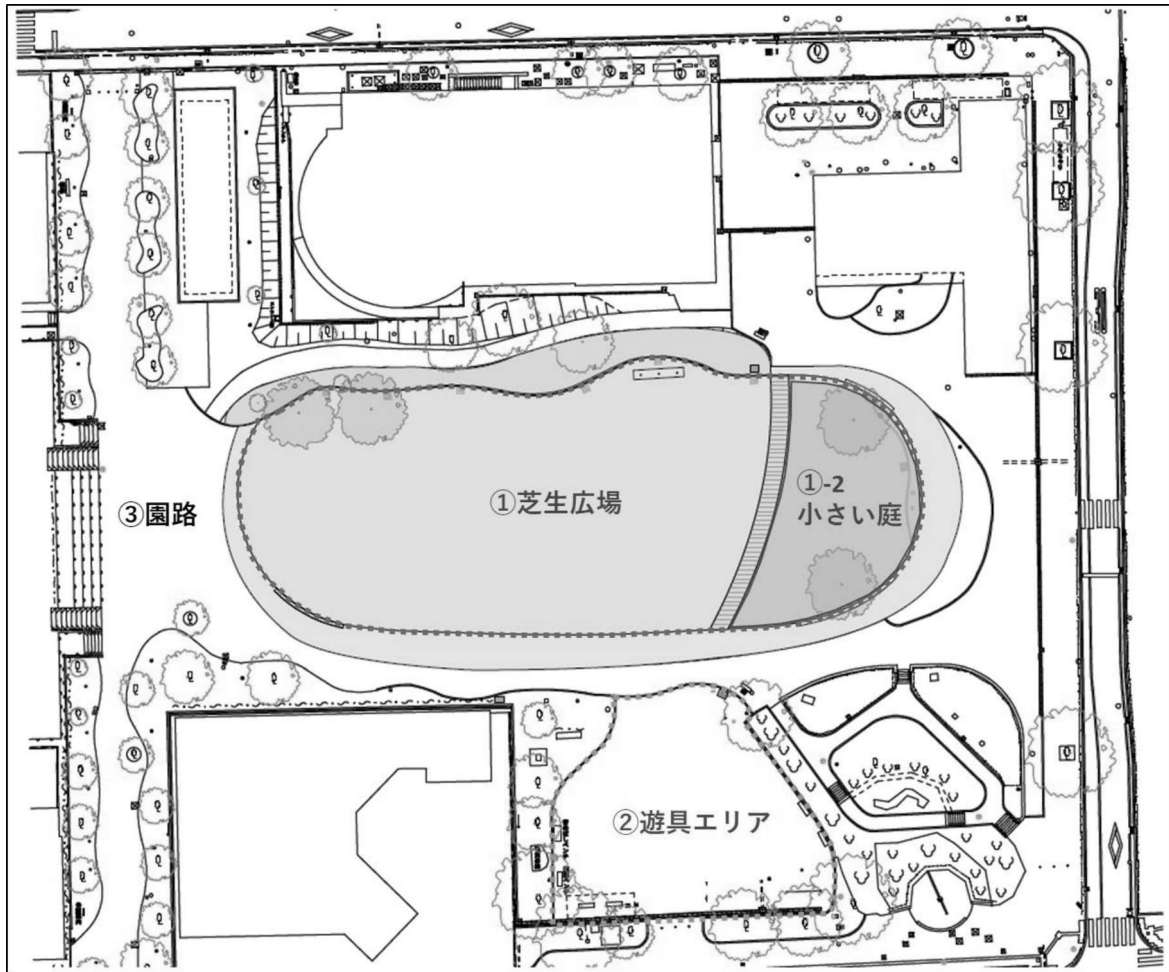


下石井公園の利用上の注意点について

1. 下石井公園のエリア



- ①芝生広場 : 公園中央の芝生を張っているエリア
- ①-2 小さい庭 : ①芝生広場の内、枕木より東のエリア
- ②遊具エリア : 公園南側の遊具のあるエリア
- ③園路 : ①②以外の園路部分

2. 下石井公園内で可能な行為及び条件（自由利用）

下石井公園を利用する場合、以下の行為等はできません。ただし、イベント利用（公園内行為許可申請書もしくは公園使用届を提出）の場合は、この限りではありません。イベント利用時は「**3. イベント等での利用について**」をご覧ください。

- 他の利用者が危険と感ずる行為
- 他の利用者の通行や公園利用の支障となる行為
- 他の利用者や近隣住民等の迷惑となる行為
- 商売等、業としての使用
- 芝生及びスプリンクラー（水道管）、その他公園施設等を損傷する恐れのある行為

表一 1 【参考】下石井公園で可能な行為の具体例（自由利用）

種別	行為	具体例	エリア			条件・備考
			①芝生	①-2庭	②遊具③園路	
滞在	飲食		○	○	○	ゴミは必ずお持ち帰りください。
	レジャーシートの使用		○	○	○	・芝生に優しい通気性のよい「ござ」や布製のものが望ましい。
	ポップアップテントの使用		○	○	○	・利用者の支障となる場所には置かない。
	ペットとの利用	犬の散歩	×	○★	○	リード必須。★芝生広場の内、「小さい庭」のみ、実験的にペットの進入を可能とします。芝生広場で糞尿をさせない等、マナーを守ってご利用下さい。マナーを守れない等、状況によっては、不可となります。
	宿泊	キャンプ	×	×	×	
スポーツ	球技	サッカー、野球等	×	×	×	※幼児のゴムボール等危険でないものは可。
	体操	ヨガ、太極拳等	○	○	○	芝生広場の一部分を使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可） <u>業としての使用は不可。</u>
	アーバンスポーツ	スケボー、BMX等	×	×	×	
パフォーマンス	ダンスの練習		○	○	○	芝生広場の一部分の使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可）
	楽器の練習		○	○	○	<u>周辺の迷惑にならない音量の小さいもので</u> 、他の利用者の支障とならない場所のみ可。
	その他パフォーマンス	大道芸、アート等	○	○	○	芝生広場の一部分を使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可） <u>業としての使用は不可。</u>
車両	車・バイクの進入		×	×	×	※車椅子やベビーカーは可。
	自転車		×	×	×	
	キックボード		×	×	×	
火気	喫煙		×	×	×	
	火器の使用	コンロ、焚火、花火等	×	×	×	
営業	販売、勧誘、広告の設置		×	×	×	※市の事業として実施しているものは除く。
その他	ドローンの使用		×	×	×	
	募金		×	×	×	許可が必要です。
	撮影		○	○	○	業として、写真や動画を撮影する場合は許可が必要です。

*○：条件により可能 ×：不可

*①芝生：芝生広場 ①-2庭：小さい庭 ②遊具：遊具エリア ③園路：園路

※ 表一 1 に記載の無い行為は、個別判断となります。禁止行為に該当していないか、また内容の近い行為の可否と比較するなど総合的に判断します。

3. イベント等での利用について

① 手続きが必要な行為

下石井公園をイベント等で利用する場合は、許可や届け出が必要になります。イベント等で利用する場合は、管理者に相談の上、必要な手続きを行ってください。

表-2 手続きが必要な行為（例）

	行為	具体例	必要な手続き
A	・物品販売や集会といったイベント ※露店・キッチンカーの出店については、1店舗の単独出店は認めておらず、イベント実施に付随して出店するような場合に限る	飲食イベント、販売・営業行為を伴うイベント、音響設備を設置する音楽イベント、集会等	・公園内行為許可申請 ※申請を出す前に庭園都市推進課との協議が必要
B	・業としての撮影 ・募金	婚礼関係の撮影、撮影会、募金活動	・公園内行為許可申請
C	・一時的に地域住民（町内会等）が使用する場合		・公園使用届 ※地域の町内会や保育園等による使用であって、個人や企業は不可

② 車両の進入について

公園内は、原則、車両の進入は禁止ですが、イベント等に必要な資材の搬出入の際に限り、可能とします。車両の進入にあたっては、以下の項目を厳守してください。

- 誘導員を配置し、公園内は徐行してください。
- 資材の搬出入が完了したら速やかに撤退し、公園内に長時間車両を駐車しないでください。
- 芝生広場内への車両の進入は禁止です。芝生広場を通行しないと設営ができないやむを得ない場合に限り、樹脂パネル等で養生した上、4 t車以下の車両の通行を可能とします。なお、使用した樹脂パネル等は搬出入時以外、撤去してください。

③ 芝生広場を使用する際の注意点

下石井公園の魅力と賑わいを持続的に創出するため、芝生を適切に管理しています。イベント等で下石井公園を使用する際は、芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷等しないよう十分に注意してください。なお、損傷した場合は、修復をお願いします。

【参考】芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷する恐れのある行為

- 火器の使用や熱により、芝生が燃えたり枯れる恐れがあります。
- 長時間、芝生の上に物を置くと、変色したり枯れる恐れがあります。（日照不足、蒸れ）
- 車両等の進入により轍ができると、変色したり枯れる恐れがあります。
- 長いペグ等を打ち込むことで、スプリンクラーや水道管が破損する恐れがあります。

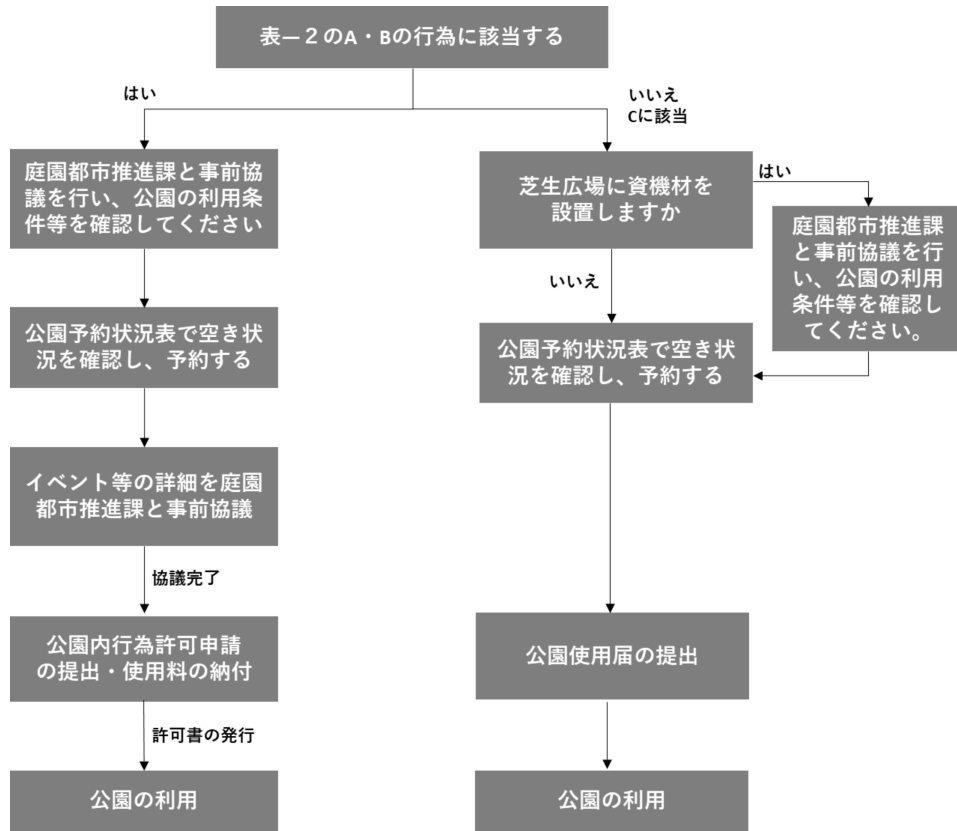
上記、「芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷する恐れのある行為」を十分理解した上で、以下の項目を厳守してください。

- 芝生広場にテント等を設置する場合は、ペグもしくは、土嚢袋をテントにつるすなど、芝生面に接しない方法で固定してください。なお、地中にスプリンクラーや水道管が埋設しているため、30cm以上のペグの使用や打ち込み場所には十分注意をしてください。
- 芝生広場内での調理行為（その場でサーバーにより提供する行為も含む）は禁止です。調理行為を行う場合は、透水性舗装の園路部分避け、インターロッキングブロック上にテントを設置するとともに、油や水が浸透しないシート材等を床面に敷いてください。
- 重量物（ステージやテントのウエイト等）や発電機等の熱風が発生する機器は、芝生広場に設置せずに、園路部分を使用してください。
- 芝生広場を2日以上利用する場合は、芝が蒸れるような荷物や敷物等を置きっぱなしにせず、夜間等の利用していない時間帯は毎日片づけるようにしてください。
- 芝生広場を5日以上利用する場合は、長時間設置が想定されるテント等は芝生広場に設置せずに、園路部分を使用してください。
- 調理で使用した排水等を芝生広場に流さないでください。※公園内水道への排水も不可
- 芝生の維持・再生のため、立入制限区域の設置等、必要な措置を行っている場合があります。その場合、この区域を利用することはできません。

④ その他

- 下石井公園周辺地域・施設には、イベント実施内容が分かるチラシ等を渡して情報共有をお願いします。
- 音楽イベント等の音出しは、周辺住民、周辺事業者への音量等の配慮をしてください。音を出す事の出来る時間は10:00～20:00です。
- イベントで出たごみや排水は、原則、当日内に持ち帰ってください。2日以上連続してイベントを実施し、翌日以降に回収する場合は、一般の人が容易に立ち入りできない場所で、かつ臭気が出ないように密閉できる容器において保管してください。
- イベント等で下石井公園を使用した際は、使用後に必ず公園全体の清掃活動を行ってください。
- 夜間にスプリンクラーが作動するので、2日間以上使用する場合は、必ず管理者と協議をしてください。時期によっては、スプリンクラーを止める場合、別途、手撒きで水やりをお願いする場合があります。

手続きフロー図



※今後の公園の利用状況等を確認した上で、ルールを変更する可能性があります。